


# 恵那市新型インフルエンザ等対策行動計画



平成26年5月

恵那市

# 目 次

はじめに	1
<hr/>	
I 流行規模及び被害の想定	3
<hr/>	
II 対策の基本方針	
<hr/>	
1 目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3 対策推進のための役割分担	6
4 発生段階 と対策の基本項目	8
<hr/>	
III 各段階における対策	
<hr/>	
1 未発生期	1 2
2 県内未発生期	1 5
3 県内発生早期	1 8
4 県・市内感染期	2 2
5 小康期	2 6
<hr/>	
IV 資 料	
<hr/>	
○ 恵那市新型インフルエンザ等対策本部条例	2 8
○ 用語解説	2 9

## はじめに

---

### 1 背景

新型インフルエンザ[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。] は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、市は国及び県と連携して、その担うべき役割を果たす必要がある。

### 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

恵那市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第 8 条の規定により、政府及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府・県行動計画」という。）に基づき作成するものであり、市、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めるものである。

市行動計画は、平成 21 年 3 月に作成した恵那市新型インフルエンザ対策行動計画を基に、特措法や政府・県行動計画を踏まえた改定案を検討し、特措法に基づく学識経験者（医師会、保健所等）からの意見聴取を加え策定した。

表 1 新型インフルエンザ等対策行動計画作成の経緯

時 期	政府の動き	県の対応	本市の対応
平成 17 年	12 月：「新型インフルエンザ対策行動計画」（旧政府行動計画）作成	12 月：「岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画」（旧県行動計画）作成	
平成 20 年	4 月感染症法及び検疫法の改正		
平成 21 年	2 月：旧政府行動計画改定	2 月：旧県行動計画改定	3 月：恵那市新型インフルエンザ対策行動計画策定（旧市行動計画） 恵那市新型インフルエンザ対策マニュアル作成
	4 月：新型インフルエンザ(A/H1N1)*発生		
平成 23 年	9 月：旧政府行動計画改定		
平成 24 年	5 月：特措法公布	3 月：旧県行動計画改定	
平成 25 年	4 月：特措法施行 6 月：政府行動計画作成	10 月：県行動計画作成	
平成 26 年			4 月：学識経験者（医師会、保健所）意見紹介 5 月：パブリックコメント意見募集

\*現在の名称は、インフルエンザ(H1N1) 2009

市行動計画は、政府・県行動計画の見直し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## I 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

市行動計画の策定に当たっては、政府・県行動計画において想定される流行規模に関する数値（表 2）を置き、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表 2 流行規模及び被害想定（恵那市 H26. 4. 1 現在人口 53, 327 人で算出）

○全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下で推計

項 目		恵那市	県 内	全 国
流行期間		約 8 週間		
患 者（人口の 25%）		約 1 万 3 千人	約 52 万人	約 3,200 万人
受診者数		約 5 千人 ～1 万人	約 20 万人 ～約 40 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中等度※ <sub>1</sub> （致命率 0.53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 200 人 （約 37 人）	約 8,600 人 （1,600 人）	約 53 万人 （約 10.1 万人）
	死亡者数	約 70 人	約 2,800 人	約 17 万人
重度※ <sub>2</sub> （致命率 2.0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 810 人（約 160 人）	約 32,500 人 （約 6,500 人）	約 200 万人 （39.9 万人）
	死亡者数	約 260 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※ 1 : アジアインフルエンザ並み      ※ 2 : スペインインフルエンザ並み

## Ⅱ 対策の基本方針

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本へ、ひいては本市への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

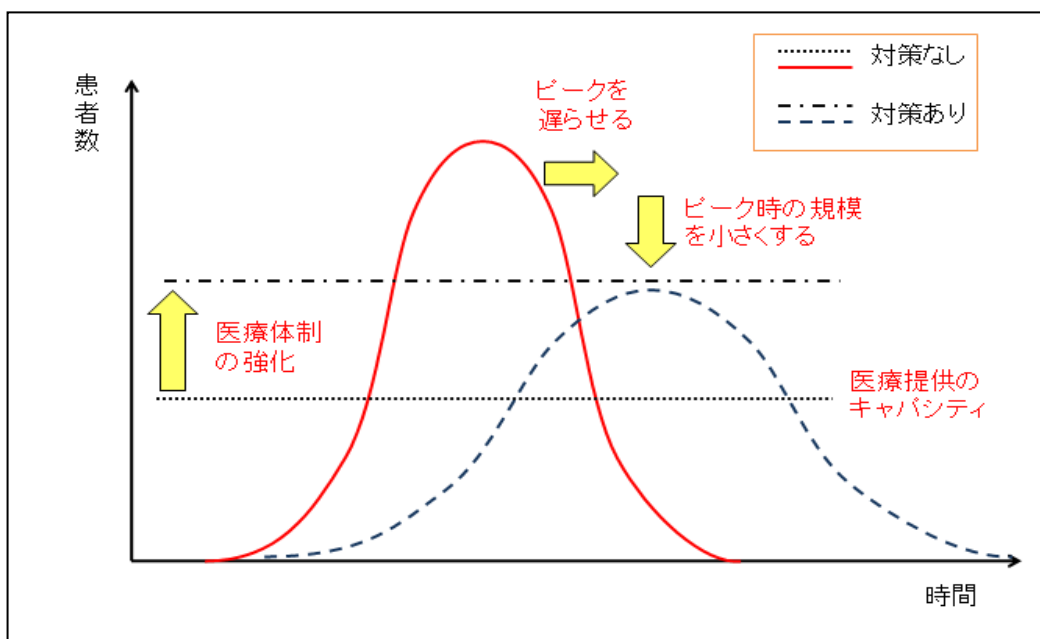
市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチン接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められている。

本市においても、政府・県行動計画と同じく次の2点を主たる目的とし、県や近隣市町村と緊密な連携を図り対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 公衆衛生対策のイメージ



**(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめる。**

- ① 地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

**2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方**

**(1) 柔軟な対応**

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

例えば、病原性が低い場合や発生段階が計画通りでない場合、状況変化などに柔軟に対応していく。また、発生時には、国や県の対策を踏まえ、特に患者や接触者等に係る人権への配慮、社会的影響などを十分に考慮して新型インフルエンザ等対策に対応する。

**(2) 発生段階に応じた対応**

- ① **発生前の段階**：発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

- ① **県内・市内で感染が拡大した段階**：県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

**(3) 市民、事業者等社会全体での取り組み**

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行う必要がある。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一時期、事業者のサービス提供水準が相当低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける必要もある。

### 3 対策推進のための役割分担

#### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

#### (2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

##### ① 岐阜県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。



#### ② 恵那市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

#### (3) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (4) 指定（地方）公共機関※

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。また業務計画を作成するものとする（特措法第9条第1項）。

※ 指定（地方）公共機関：都道府県の区域において、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、医療、医薬品・医療機器の製造販売、地方道路公社、その他の公共的施設管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

#### (5) 登録事業者※

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

※ 登録業者：新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

#### (6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 4 発生段階と対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と「市民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめる」ことを達成するための対策について、5つの発生段階に分け、具体的な対策を策定する。

#### (1) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう予め発生の段階を設けて、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

- ① 未発生期
- ② 県内未発生期
- ③ 県内発生早期
- ④ 県・市内感染期
- ⑤ 小康期

## II 対策の基本方針

### 4 発生段階と対策の基本項目

表3 発生段階

流行状態	発生段階	
	県・市行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期 *国内の一部で発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期 *患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県・市内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県・市内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

## (2) 対策の主要6項目

### ① 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、関係各部課等と連携を図りながら市内一体となって取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合は、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。市対策本部の体制としては、次の条例や要綱により定める。

- ・ 恵那市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・ 恵那市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

### ② サーベイランス・情報収集

国の各種サーベイランス及び岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより得られるインフルエンザに関する情報の他、WHO（世界保健機関）などの国際機関や国内外の専門家が発するインフルエンザに関する様々な情報等の収集に努める。

#### ③ 情報提供・共有

##### (ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を理解し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。

##### (イ) 情報提供手段の確保

市民に対しては、市のホームページや広報紙等を活用し、正確かつ迅速に情報提供する。その際、外国人、障がい者、高齢者等にも分かりやすく情報が伝わるよう配慮する。

県内の流行状況については、平時から、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、最新の流行状況を発信するとともに、新型インフルエンザ発生時には、市民それぞれが、流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。

##### (ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

市は、最も市民に近い行政主体であることを踏まえ、具体的な情報提供及び市民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を設置し、情報を集約できる体制を整える。

#### ④ 予防・まん延防止

##### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

##### (イ) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

## Ⅱ 対策の基本方針

### 4 発生段階と対策の基本項目

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第 28 条）と「住民接種」（一般国民に対する接種。特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項）が予定されている。

市は、「住民接種」の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

また、特定接種が行われることとなった場合、新型インフルエンザ等対策に従事する職員に対し特定接種を実施する。

#### ⑤ 医療

市は、県の医療体制の整備・確保を推進するための協力を行う。また、在宅で療養する患者の支援を行う。

#### ⑥ 市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が患い、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われており、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、市は新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、その発生を想定し、事業者の事業継続計画等の作成により、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制、特定接種の体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、事業者の事業継続計画等を実行し、それに応じた活動を維持する。

## Ⅲ 各段階における対策

本章では、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、市民の生活及び経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、県と連携し病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

### 1 未発生期

#### (1) 概要

状態：

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国・県との連携の下に発生 of 早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (2) 実施体制

【行動計画等の見直し、体制の整備】

- ・ 市は、県、関係機関、関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 市は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、市行動計画を策定、必要に応じ改定する（特措法第8条第1項）。
- ・ 「住民接種マニュアル」等必要な手順書等を作成する。

### **(3) サーベイランス・情報収集**

#### **【情報収集】**

- ・国や県並びに国際機関等からの情報収集を行い、発生に備え早期に正確な情報の把握に努めるとともに、国・県の調査研究に対して協力する。

#### **【受診患者数の把握】**

- ・市は、県内のインフルエンザ受診患者の状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。

#### **【学校サーベイランス】**

- ・市は、国立感染症研究所の感染症情報収集システムにより、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザの流行状況を把握する。

### **(4) 情報提供・共有**

#### **【継続的な情報提供】**

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。
- ・市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの基本的な感染予防策の普及を図る。
- ・市は各部局間の情報共有体制や相談窓口の設置体制なども検討しておく。

### **(5) 予防・まん延防止**

#### **【対策実施のための準備】**

（個人レベルでの対策の普及）

- 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

（地域・社会レベルでの対策の周知）

- 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1 未発生期

進を図る。また、学校等は感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会と連携し児童・生徒・保護者への情報提供を行う。

#### 【予防接種】

(特定接種の基準に該当する事業者の登録)

- 市は、国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。
- 市は、特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。

(住民接種)

- 市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 市は、住民接種を行うにあたり、国が示す住民接種の手引きを参考とし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

(情報提供)

- 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のある方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。

### **(6) 医療**

#### 【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、市は県と協力し、臨時の医療施設（特措法第 48 条）等で医療を提供することについて検討する。
- ・市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。
- ・公立病院である市立恵那病院、国保上矢作病院は、診療継続計画を作成する。

### **(7) 市民の生活及び経済の安定の確保**



【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・市内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への支援内容（見回り、介護、訪問診療、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。

【火葬能力等の把握】

- ・市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄、整備・点検を行う（特措法第10条）。

## 2 県内未発生期

### (1) 概要

状態：

- ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、県等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 4) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、市民への予防接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## **(2) 実施体制**

### **【体制強化】**

- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。
- ・市は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言される前においても、庁内部課間で情報及び対策等について共有するため、必要に応じて任意の市対策本部を設置する。

## **(3) サーベイランス・情報収集**

### **【情報収集】**

- ・国や県並びに国際機関等からの情報収集を行い、発生に備え早期に正確な情報の把握に努める。

### **【受診患者数の把握】**

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

### **【学校サーベイランスの強化】**

- ・市は、引き続き、国立感染症研究所の感染症情報収集システムにより欠席状況及び臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の状況を把握する。

## **(4) 情報提供・共有**

### **【情報提供】**

- ・市は、市民に対して、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者、高齢者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、教育委員会等との連携を強化し、幼児、児童、生徒及び保護者への感染対策についての情報を提供する。

### **【相談窓口の設置】**

- ・市は県からの要請により、国から提供されるQ&A等を活用し、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

### **【情報共有】**

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体と、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

## **(5) 予防・まん延防止**

### **【個人レベルでの対策】**

- ・市は、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。

### **【予防接種】**

#### (特定接種)

- ・市は、国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (住民接種)

- ・市は、特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。
- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。市は、接種の実施に当たり、市内の病院・保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### **【情報提供】**

- ・市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、県と連携して積極的に情報提供を行う。

## **(6) 医療**

### **【医療体制】**

- ・市は、県が保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの周知に協力する。
- ・市は、県の要請に基づき医療機関に設置された帰国者・接触者外来の受診方法の周知に協力する。
- ・県の要請により、公立病院である市立恵那病院、国保上矢作病院は、帰国者・接触者外来の設置を検討する。

### **【流行予測と病床確保等の検討】**

- ・臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市は県からの要請を受け、当該施設の確保につとめる。

## **(7) 市民の生活及び経済の安定の確保**

【遺体の火葬・安置】

- ・市は、県の要請を受け火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【生活相談窓口の設置】

- ・市は、状況に応じ、生活相談窓口を設置する。

### 3 県内発生早期

#### (1) 概要

状態： ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (2) 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、市

対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。

- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言される前においても、庁内部課間で情報及び対策等について共有するため、必要に応じ任意の市対策本部を設置する。

### **（3）サーベイランス・情報収集**

#### **【情報収集】**

- ・国や県から早期に正確な情報を把握し、的確かつ迅速に市民への情報提供に努める。

#### **【受診患者数の把握】**

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

#### **【学校サーベイランスの強化】**

- ・市は、引き続き、国立感染症研究所の感染症情報収集システムにより欠席状況及び臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の状況を把握する。

#### **【調査、研究への協力】**

- ・国、県と情報を共有するとともに、県からの調査、研究への協力を努める。

### **（4）情報提供・共有**

#### **【情報提供】**

- ・市は、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況等の情報を一元管理し具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、学校・保育施設・社会福祉施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

#### **【相談窓口の継続】**

- ・市は、相談窓口において適切な情報提供の実施ができるように体制を継続する。

#### **【情報共有】**

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体とインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

### **（5）予防・まん延防止**

### Ⅲ 各段階における対策

#### 3 県内発生早期

##### 【個人・地域レベルでの対策強化】

○市は、発生地域の住民や関係者に対して次の依頼を行う。

- ・市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

##### 【病院、高齢者施設等における感染対策】

- ・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

##### 【予防接種】

（住民接種）継続実施

- ・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。
- ・市は、国が示す接種順位等の情報を元に、関係者の協力を得て、住民接種を行う。

（情報収集・提供）

- ・市はワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者・接種順位、接種体制などの具体的な情報について、県と連携して積極的に情報提供を行う。
- ・市は、住民接種の副反応の把握に努める。
- ・市は、市民からの住民接種の相談に応じる。

## （6）医療

##### 【医療体制】

- ・市は、県が保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの周知に協力する。
- ・市は、県の要請に基づき医療機関に設置された帰国者・接触者外来の受診方法の周知に協力する。
- ・県の要請により、公立病院である市立恵那病院、国保上矢作病院は、帰国者・接触者外来の設置に協力する。

【流行予測と病床確保等の検討】

- ・ 臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市は県からの要請を受け、当該施設の確保に努める。

**(7) 市民の生活及び経済の安定の確保**

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(電気・ガス・水の安定供給)

- 水道事業者である市は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。

(生活関連物資等の価格の安定等)

- 市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(生活相談窓口の設置)

- 市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口の充実を図る。

## 4 県・市内感染期

### (1) 概要

状態： ・ 県・市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 県・市内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (2) 実施体制

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第 38 条）、他の市による応援（特措法第 39 条）の措置を活用する。



### **(3) サーベイランス・情報収集**

#### **【受診患者数の把握】**

- ・市は、引き続き岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

#### **【学校サーベイランスの継続】**

- ・市は、引き続き、国立感染症研究所の感染症情報収集システムにより、欠席状況及び臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の状況を把握する。

#### **【調査、研究への協力】**

- ・引き続き、国及び県が発信する情報を迅速に収集し、県の要請による調査、研究に協力を努める。

### **(4) 情報提供・共有**

#### **【情報提供】**

- ・市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設・社会福祉施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

#### **【相談窓口の充実】**

- ・引き続き、相談窓口等において適切な情報提供の実施ができるように窓口体制を充実・強化し、市民からの相談対応を行う。

#### **【情報共有】**

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体とインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

### **(5) 予防・まん延防止**

#### **【個人・地域レベルでの対策強化】**

- 県に協力して、発生地域の住民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う。
  - ・市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。

- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

**【病院、高齢者施設等における感染予防策】**

- ・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。

**【予防接種】**

（住民接種）継続実施

- 市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。
- 市は、国が示す接種順位等の情報を元に、関係者の協力を得て、住民接種を行う。

（情報収集・提供）

- 市はワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制などの具体的な情報について、県と連携して積極的に情報提供を行う。
- 市は、住民接種の副反応の把握に努める。
- 市は、市民からの住民接種の相談に応じる。

**（6）医療**

**【医療体制】**

- ・市は、県からの要請に応じ、各種対策等に適時協力する。
- ・公立病院である市立恵那病院、国保上矢作病院は、地域の中心となって医療を提供する。

**【在宅患者への支援】**

- ・市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(臨時の医療施設の開設)

- 必要に応じ、市長は県から臨時の医療施設の設置について、開設の委任を受ける。(特措法第 48 条第 2 項)
- 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

**(7) 市民の生活及び経済の安定の確保**

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

(電気及びガス並びに水の安定供給)

- 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定供給するために事業の継続を行う(特措法第 52 条第 2 項)

(生活関連物資等の価格の安定等)

- 市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 市は、県の要請を受け、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(要援護者への生活支援)

- 市は、県から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)の要請を受け対応する。

(埋葬・火葬の特例等)

- 市は、県から「火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合の一時的な遺体の安置する施設等の確保」について要請を受け対応する。

市は、国が特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の手続きの特例を定めた場合は、県の要請を受け、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

## 5 小康期

### (1) 概要

状態： ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的： 1) 市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (2) 実施体制

#### 【体制・措置の縮小等】

- ・ 市は、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

#### 【対策本部の解散】

- ・ 政府が緊急事態宣言を解除したときは、市は速やかに市対策本部を解散する（特措法第 37 条）。

#### 【対策の評価、見直し】

- ・ 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。

### (3) サーベイランス・情報収集

【受診患者数の把握】

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

**(4) 情報提供・共有**

【国際的、全国的な情報提供】

- ・市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

【相談窓口の縮小】

- ・市は県からの周知と状況を見ながら、相談窓口を縮小する。

【情報共有】

- ・市は、県から、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受け、現場での状況を共有する。

**(5) 予防・まん延防止**

【住民接種】継続実施

- ・流行の第二波に備え、市は、特措法第46条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。

**(6) 医療**

【医療体制】

- ・県の要請により、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

**(7) 市民の生活及び経済の安定の確保**

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、引き続き、必要に応じ、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

## IV 資 料

### 恵那市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、恵那市区町村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、岐阜県の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 全各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

## 用 語 解 説

---

### ○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況

を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のことを示すこともある。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う宣言のこと。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足



りる正当な理由のある者」が該当)。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が 新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。